

扶桑町総合評価競争入札試行要綱

(平成19年5月22日訓令第17号)

(平成20年12月22日要綱第40号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、扶桑町が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を試行するにあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の試行対象は、一般競争入札及び意向確認型指名競争入札並びに指名競争入札に該当する工事から町長が決定する。

(入札参加資格等の公告・通知)

第3条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

(1) 総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨

(2) 当該総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準

2 総合評価落札方式による意向確認型指名競争入札及び指名競争入札を実施しようとするときは、必要な事項のほか、次の事項について通知する。

(1) 総合評価落札方式による意向確認型指名競争入札及び指名競争入札を行う旨

(2) 当該総合評価落札方式による意向確認型指名競争入札及び指名競争入札に係る落札者決定基準

(3) 技術提案の様式等その他必要な事項

3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときの入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第11条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者について工事の経験、施工実

績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件が含まれていなければならない。

（落札者決定基準）

第4条 総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が扶桑町にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4に基づき2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かねばならない。

3 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

4 前2項の学識経験を有する者の意見聴取は、愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）で行うものとする。

5 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

6 落札者決定基準は、委員会での意見を聴取した上で、扶桑町業者指名審査会（以下「審査会」という。）において決定するものとする。

（一般競争入札の場合の評価基準）

第5条 評価基準は、第3条第3項の技術的能力の審査の要件を満足する者について、次の評価項目により得点を配分して行うものとする。

なお、技術提案等は、一般競争入札においては入札参加資格確認申請書に提案内容を記載するものとする。

（1）評価項目は、施工計画に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び地域精通度、地域貢献度等とする。

（2）得点配分は、技術的能力の要件を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の審査、評価により加算点を決定する。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて工事ごとに定める

ものとする。

(意向確認型指名競争入札及び指名競争入札の場合の評価基準)

第6条 評価基準は次の評価項目により得点を配分して行うものとする。

なお、技術提案等を求めた場合、第3条第2項の指名通知書に記載する様式により入札に先駆けて指名した者から受けるものとし、所定の期日内に提出がなかった者については指名を辞退したものとみなす。

(1) 評価項目は、施工計画に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、過去2ヵ年間の類似工事の施工実績、地域貢献度等とする。

(2) 得点配分は、技術的能力を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の審査、評価により加算点を決定する。各評価項目の配分点はその必要度、重要度に応じて工事ごとに定めるものとする。

(評価の方法)

第7条 総合評価は、以下の式で計算する評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 標準点 } × (入札予定価格 / 入札価格)

(施工計画提案の審査)

第8条 技術提案等のうち、施工計画提案がある場合の審査は委員会にて行う。

2 前項の場合、委員会が審査した技術提案等の評価意見回答を元に、扶桑町において評価を決定するものとする。

(技術的能力の審査結果の通知)

第9条 町長は、入札参加資格の要件を満たしている者についてのみ、一般競争入札においては入札参加資格確認通知をすることにより技術的能力の審査結果の通知を行うものとする。

2 技術的能力の審査の結果、入札に参加させることが適当でないと認められるときは、町長は、その理由を記載した書面により、入札に参加しようとする者に通知するものとする。

(技術的能力の審査結果に対する説明等)

第10条 前条第2項の規定により、入札に参加することを認められない旨の通知を受けた者は、町長に対し通知を受け取った日から5日(扶桑町の休日を定める条例(平成2年扶桑町条例第23号)第1条第1項各号に規定する扶桑町の休日(以下「休日」という。))を含まない。)以内に説明を求

めることができるものとする。この場合においては、書面を持参することにより行うものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、5日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。

(落札者決定の方法)

第11条 次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 技術的要件をすべて満たしていること。

2 前項の評価値で最も高い者が2者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 落札者となるべき者の当該入札による価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

(落札者の公表等)

第12条 前条の規定により落札者を決定したときは、当該入札に参加した者にその旨通知するとともに評価値等の評価結果を併せて通知するものとする。

2 落札者及び評価値等の評価結果については、これを公表する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 (平成19年5月22日訓令第17号)

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月22日要綱第40号)

この訓令は、公布の日から施行する。